平成２５年（フ）第３３３号
静岡市葵区春日２丁目８番206号
債務者　法月　剛輔
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４２号
静岡市葵区葵町30番地
債務者　鈴木　浩夫
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９２号
栃木県宇都宮市越戸町340番地102
債務者　別井　清美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６２号
横浜市神奈川区羽沢町1780番地１　パディフィールド105号室
債務者　森口　賢太
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
北海道広尾郡大樹町幸町１番地７
債務者　野原　　潤
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
静岡県島田市旭２－７－４　シャルム１番館102号室、住民票上の住所静岡県藤枝市上青島143番地の９
債務者　宮崎　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２３号
静岡市清水区入江南町４番２号、旧住所静岡市清水区浜田町４番30号　浜田マンションＢ305号
債務者　本田　絹子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８３号
静岡県藤枝市田沼２丁目19番14号
債務者　山本加奈子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６８４号
大阪府高槻市津之江町２丁目９番８号
債務者　南舎　一希
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１００２０号
神奈川県平塚市横内2762―５
破産者　出川美津男
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８５２号
東京都江戸川区平井４丁目10番10―101号
破産者　株式会社南興業
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８５３号
東京都江戸川区小松川３丁目11―１―1001
破産者　南　　武
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７７号
東京都渋谷区東１丁目４番23号　Ａ・Ｙビル２Ｆ
破産者　株式会社店舗研究室
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７８号
埼玉県川口市上青木６丁目17―12―102
破産者　荻野　勇治
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００号
東京都東村山市恩多町３丁目27―13―307
破産者　榊　　益夫
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目１―33―102
破産者　山本　映子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目１―33―102
破産者　山本　秀一
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部